

岩手県告示第169号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成23年3月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成23年2月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人体験村・たのはたネットワーク
 - (2) 代表者の氏名 道合勇一
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県下閉伊郡田野畠村羅賀60番地1
- 3 定款に記載された目的 この法人は、陸中海岸国立公園の北三陸に位置し「日本一の海岸美」と称される田野畠村北山崎などの景観的観光資源と、漁業や酪農を中心とした地域の地場一次産業・地域歴史文化・この土地で営みを持つ地域住民との融合による体験型観光の推進に努め、訪れる観光客と地域住民との心触れ合った交流活動を生み出すことにより、地域経済の振興・一次産業の後継者問題・高齢者の心の健康・知恵と心の育成重視した教育への提唱など地域社会の諸問題と向き合い、地域の活性化を図っていくとともに、地域の自然・文化・人的財産の再発見を促し、誇りある郷土意識の向上に寄与することを目的とする。